

今後の対応方針

京浜河川事務所では、まちを多摩川の洪水から守るため、今後、護岸工事を予定しています。それに伴い、対象地で確認された廃棄物については、関係法令に基づくとともに、有識者より得られた専門的な見地からの助言を踏まえ、国と公園管理者で協力しながら、適切に対応していきます。

- ・ 調査により確認された「特別管理産業廃棄物の判定基準」（廃棄物処理法施行規則第1条の2）（以下、「判定基準」と称す）を上回る廃棄物（図1□範囲）は適正に処理（掘削除去）を行います。
- ・ 今後の護岸工事で掘削する範囲（図1□範囲）において確認されている廃棄物は適正に処理（掘削除去）を行います。また、護岸工事で掘削しない範囲（図1□範囲）において確認されている廃棄物は、国と公園管理者で廃棄物の飛散・流出等を防止するための対策を行います。
- ・ 土壌調査により確認された「ふっ素」の土壌溶出量基準を上回る土壌（図1□範囲）は、土壌汚染対策法等の関係法令に基づき適正に処理（掘削除去）を行います。
- ・ 今後も継続して、周辺環境への影響を把握するため河川水と地下水のモニタリングを定期的の実施します。

